

●文中「SC」はサービスセンターの略



秋田港の活性化を支援



【市内産品などの海外展開に補助金】

秋田港からコンテナ貨物で市内産品などを輸出し、海外の見本市などに出席する市内の企業への補助金を支給します。交付の可否は審査により決定します。

補助金額▶イベント・フェアの出展

や、コンテナ輸送などにかかる経費の2分の1。上限40万円

申込期限▶5月17日(金)

【コンテナ輸送に奨励金】

秋田港からコンテナ貨物で商品類を輸出・輸入している市内企業のうち、対象年度実績が30TEU(容量の単位)以下の荷主(混載荷主は除く)へ奨励金を支給します。

奨励金額(1企業5TEUまで)▶ドライコンテナ1TEUあたり5万円、リーフアークコンテナ1TEUあたり7万円

申込期限▶6月28日(金)

●問い合わせ 商工貿易振興課 貿易振興担当 ☎(088)5730

自宅介護のかたへ 介護用品を支給します

自宅でご家族を介護しているかたへ、介護用品(紙おむつ・尿とり

パッド・清拭剤・ドライシャンプー・使い捨て手袋)を月額6千250円分(税込)まで現物支給します。

対象▶要介護4か5かつ「介護保険料の所得段階が1〜3段階(65歳未満の場合、本人が市町村民税非課税)のご家族を自宅で介護しているかた

申請方法▶印鑑をお持ちになつて、左記の窓口にある申請書で、4・7・10・1月の各月7日まで、それぞれ翌月からの3か月分を申請してください

*ただし、4月は15日(月)までに直接各窓口で申請してください。

申請窓口▶介護保険課(市役所2階)、西部・南部(御野場)・北部・河辺・雄和の各市民SC

●問い合わせ 介護保険課認定担当 ☎(088)5675

高齢者用肺炎球菌ワクチンの予防接種

肺炎球菌ワクチンを接種することで、肺炎の予防や重症化を防ぐ効果があります。対象のかたは接種をご検討ください。接種は本人の希望によります。法律上の義務はありません。

対象▶秋田市に住民登録があるかたで、このワクチンを接種したことがなく、次の①か②に該当するかた(今まで接種を受けたことが

ないことを、ご家族やかかりつけ医などによく確認しましょう)

①対象となる年齢と生年月日

対象者には4月中旬にお知らせのながきをお送りします。ながきが届いたかたでも、今までこのワクチンを任意で接種したことがあるかたは対象外です。

：(内は該当する生年月日の期間 S II 昭和/T II 大正

- 65歳(S29・4・2〜S30・4・1生)
- 70歳(S24・4・2〜S25・4・1生)
- 75歳(S19・4・2〜S20・4・1生)
- 80歳(S14・4・2〜S15・4・1生)
- 85歳(S9・4・2〜S10・4・1生)
- 90歳(S4・4・2〜S5・4・1生)
- 95歳(T13・4・2〜T14・4・1生)
- 100歳以上

(T9・4・1以前に生まれたかた) ②接種日に60歳〜64歳で、心臓、じん臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがあり、身体障害者手帳1級をお持ちのかた。接種の際、手帳の写し(氏名、障がい名、等級がわかる部分)をお持ちください

接種期間▶来年3月末まで

接種料金(自己負担額)▶接種料金は医療機関により異なります。個別にお問い合わせください

課税世帯のかた：医療機関が定める接種料金から、市助成額4千915円を差し引いた額

・非課税世帯のかた(世帯全員が非課税)：医療機関が定める接種料金から、市助成額5千915円を差し引いた額

生活保護受給者：無料

接種できる医療機関▶市と契約した県内の医療機関。予約が必要な場合もありますので、直接医療機関へお問い合わせください

持ち物▶4月中旬に秋田市から送られるお知らせのながきと、それぞれ次のものが要です

- ・課税世帯のかた：健康保険証
- ・非課税世帯のかた(世帯全員が非課税)：健康保険証と直近の所得・課税証明書
- ・生活保護受給者：医療のしおり

◆「所得・課税証明書」は予防接種用に必要と伝えると発行手数料が無料です。健康保険証など、本人確認ができる書類を持つて、総合窓口(市役所1階)、市民税課(市役所2階)、各市民SC(中央・東部を除く)、駅東SC、岩見三内・大正寺の各連絡所で手続きしてください

◆予防接種の対象要件に該当するかたで、東日本大震災による原発避難者特例法に基づく指定市町村から秋田市へ避難しているかたは接種券が必要です

●問い合わせ

健康管理課 ☎(083)1179



平成31年3月1日現在(平成27年国勢調査の結果を反映した数値) ()内は前月比

【人口】307,356人(-372)…男▶144,893人(-203)/女▶162,463人(-169)

*1年前の人口▶309,878人

2月分…出生▶134人/死亡▶307人/転入▶406人/転出▶605人

【世帯】136,066世帯(-123)

75歳になったかたは 後期高齢者医療保険料の 特別徴収が始まります

問▶後期高齢医療課☎(888)5638

4月の年金から初めて保険料の引き落としが始まるかたへ、3月下旬に「保険料仮徴収額決定通知書・特別徴収開始通知書」を送りました。

通知書に記載した保険料は、平成29年中の所得から仮算定したもので、4・6・8月の年金から引き落とされる額です。平成30年中の所得から算定される今年度の保険料額(本算定)は7月中旬にお知らせします。

なお、すでに2月の年金から保険料が引き落とされているかたは、同額が4月に引き落とされますが、6月・8月の引き落とし額は変更になる場合があります。



対象(次の①②とも該当するかた)

- ①介護保険料が引き落とされている年金が年額18万円以上で、後期高齢者医療と介護保険の保険料の合計額が年金額の2分の1以下のかた
- ②昨年6月1日から10月2日までに75歳になったかた

75歳になった時期によって、次のおり保険料の引き落とし開始月が異なります

- ▶昨年10月3日から12月2日までに75歳になったかた
…今年6月から
- ▶昨年12月3日から今年2月2日までに75歳になったかた
…今年8月から
- ▶今年2月3日から5月31日までに75歳になったかた
…今年10月から

平成31年度 65歳以上のかたの介護保険料

問▶介護保険課☎(888)5672

所得段階	対象者	保険料年額
第1段階	生活保護受給者、世帯員全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者	33,653円 調整率0.45
第2段階	世帯員全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額とその他の合計所得金額の合計が	80万円以下のかた 52,349円 調整率0.70
第3段階		120万円を超えるかた 56,088円 調整率0.75
第4段階	本人が市町村民税非課税で、公的年金収入額とその他の合計所得金額の合計が	80万円以下のかた 67,306円 調整率0.90
第5段階		80万円を超えるかた 74,784円 【基準額】
第6段階		120万円未満のかた 89,741円 調整率1.20
第7段階		120万円以上 150万円未満のかた 97,220円 調整率1.30
第8段階		150万円以上 180万円未満のかた 112,176円 調整率1.50
第9段階		180万円以上 250万円未満のかた 119,655円 調整率1.60
第10段階		250万円以上 300万円未満のかた 127,133円 調整率1.70
第11段階		300万円以上 400万円未満のかた 130,872円 調整率1.75
第12段階		400万円以上のかた 134,612円 調整率1.80

* 保険料は、【基準額】にそれぞれ調整率を乗じて算定したものです。
* 表中の公的年金には、非課税年金(遺族年金・障害年金)を含みません。
* 第1段階から第5段階の合計所得金額には、公的年金収入額に係る所得金額を含みません。

■特別徴収(年金からの引き落とし)のかたの納付

4月・6月・8月に引き落としされる保険料額は、前回(2月)と同額です。10月以降に引き落としされる保険料額は、平成31年度の介護保険料額が確定した後、6月下旬に通知書でお知らせします。

なお、6月・8月の保険料額に変更がある場合には、4月中に個別にお知らせします。

■普通徴収(金融機関の窓口や口座振替での納付)のかたの納付

平成31年度の介護保険料の納入通知書は、6月下旬以降にお送りします。介護保険料の納付方法が特別徴収に変更される場合は、通知書でお知らせします。

なお、普通徴収で口座振替を新たにご希望のかたは、金融機関(ゆうちょ銀行も可)窓口へ納入通知書、預金通帳、印鑑をお持ちになりお申し込みください。